

## 入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年4月13日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 令和4年度広島中央エコパーク供用後に係る環境影響評価事後調査業務   |
| (2) 物品・委託役務管理番号 |  |
| (3) 物品委託役務内容    | 広島中央環境衛生組合が「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき平成26年度に策定した「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書」に係る事後調査を行うもの |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで  |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 広島県東広島市西条町   |
| (6) 予定価格        | 非公表  |
| (7) 最低制限価格      | なし   |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札   |
| (9) 入札区分        | 紙入札  |
| (10) 使用する契約約款   | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）  |
| (11) 契約種別       | 総価契約   |
| (12) 収入印紙       | 不要   |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	1の場合 測定・検査>環境測定（騒音・振動） 及び調査・計画>環境
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	管理技術者は技術士（衛生工学部門、建設部門の建設環境若しくは衛生工学部門の廃棄物管理）、環境アセスメント士又はRCCM（建設環境若しくは廃棄物部門）の資格を有し、受託者と3か月以上の恒常的雇用関係にあること。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本社または営業所を有する者
オ	会社の履行実績	問わないものとする。

カ その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。
-------	---

### 3 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年4月13日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設1課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「5 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年4月13日～ 令和4年4月21日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年4月13日～ 令和4年4月15日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年4月18日～ 令和4年4月21日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年4月20日～ 令和4年4月21日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設1課(担当課) 東広島市西条町上三永10759-2(管理棟1階) 入札書は入札期間内に総務課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として各市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年4月22日 午前10時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 管理棟1階会議室(東広島市西条町上三永10759-2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

### 4 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和4年4月25日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類(○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書	○	
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	広島県内のうち、本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和4年4月25日 午後5時15分

(4) 提出先 「5 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

### 5 問い合わせ先(担当課)

施設1課

東広島市西条町上三永10759-2 広島中央エコパーク

電話番号 082-426-0820

ファックス番号 082-426-0674

令和4年度  
広島中央エコパーク供用後に係る  
環境影響評価事後調査業務

仕 様 書

広島中央環境衛生組合

## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 業務の目的 .....	1
第2節 業務の名称 .....	1
第3節 業務の場所 .....	1
第4節 業務の期間 .....	1
第5節 適用の範囲 .....	1
第6節 関係法令等の遵守 .....	1
第7節 業務管理 .....	2
第8節 資料の提供 .....	2
第9節 秘密の保持 .....	2
第10節 成果品の審査 .....	2
第11節 疑義 .....	2
第12節 成果品 .....	2
第2章 業務内容 .....	3
第1節 事後調査 .....	3
第2節 事後調査報告書作成 .....	6

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

本業務は、広島中央環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき平成26年度に策定した「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）に係る事後調査を行うものである。

本業務では、評価書の事後調査計画のうち、供用後における事後調査を行うものとする。

### 第2節 業務の名称

令和4年度広島中央エコパーク供用後に係る環境影響評価事後調査業務

### 第3節 業務の場所

広島県東広島市西条町

### 第4節 業務の期間

契約締結の日より、令和5年3月31日までとする。

### 第5節 適用の範囲

本仕様書は、本組合が行う「令和4年度広島中央エコパーク供用後に係る環境影響評価事後調査業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

### 第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、以下をはじめとする関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

- 広島県環境影響評価に関する条例
- 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
- 広島県環境影響評価技術指針 . . . 等

## 第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下、「主任技術者」という）を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

## 第8節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本組合が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

## 第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本組合の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本組合と協議し、これを定めるものとする。

## 第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- 事後調査報告書【A4版】 : 3部
- 電子データ【CD-R】 : 一式

## 第2章 業務内容

### 第1節 事後調査

事後調査は、施設供用後の周辺環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることで影響を回避・低減することを目的として実施する。

#### 1. 騒音・交通量

騒音・交通量の調査項目等は、表1に示すとおりである。

表1 騒音・交通量の調査項目等

調査項目		調査方法	調査頻度・調査地点
道路交通騒音 ( $L_5$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{95}$ 、 $L_{Aeq}$ )		「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に定める方法	【調査頻度】 1回/日 (6時～22時) 【調査地点】 2地点(上三永方面・土与丸方面)
交通量	上下線別車種別交通量、走行速度	交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。交通量は二輪車、小型車、大型車及び廃棄物運搬車両に分けて実施する。走行速度は一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。	

## 2. 動物

動物の調査項目等は、表 2 および図 1 に示すとおりである。

表 2 動物の調査項目等

調査項目		調査方法・調査時期	調査地点
動物	両生類 (アキサンショウウオ、ニホンアカガエル)	直接観察法及び任意採集法 アキサンショウウオ：5月、3月に各1回 ニホンアカガエル：2月、3月に各1回	アキサンショウウオ：湿地A ニホンアカガエル： <small>おもり</small> 鍾池
	爬虫類 (ニホンイシガメ)	捕獲調査法（カメトラップ調査） 調査時期：5月に1回	<small>おもり</small> 鍾池
	水生昆虫類等 (フタスジサエ〔幼虫〕、ルイスツブゲソゴロウ、キバクヒメゲソゴロウ、クロゲソゴロウ、ガムシ、ホケミスミおよびアカハライモリ)	任意採集法 調査時期：5月、9月に各1回	

## 3. 植物

植物の調査項目等は、表 2 および図 1 に示すとおりである。

表 3 植物の調査項目等

調査項目		調査方法・調査時期	調査地点
植物	エビネ	生育確認調査（株数、開花状況、葉数等を記録） 調査時期：5月に1回	残置森林内斜面
	ヒメタヌキモ	生育確認調査（生育範囲、概略株数を記録） 調査時期：7月に1回	<small>おもり</small> 鍾池

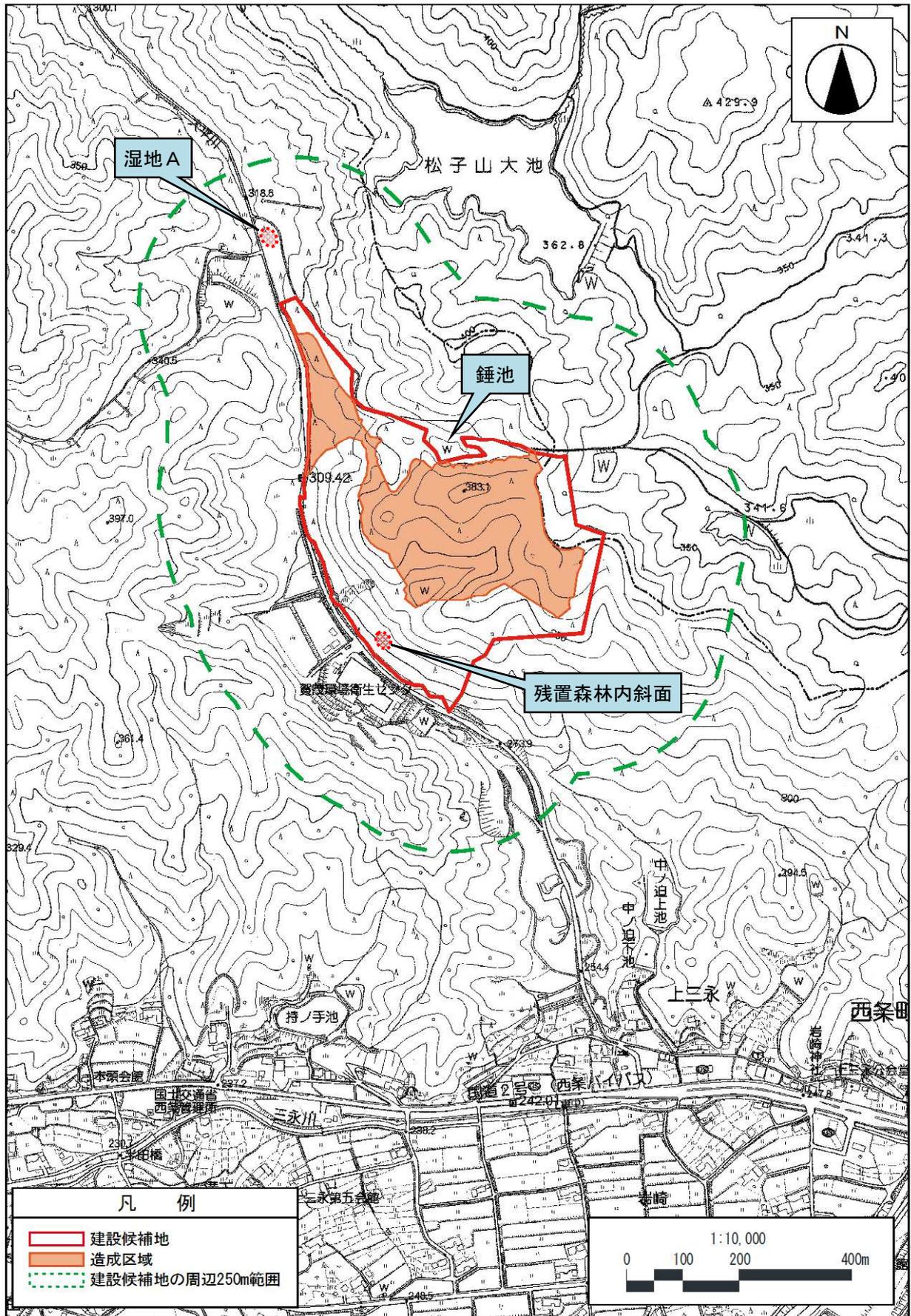


図1 動植物の調査位置図

## 第2節 事後調査報告書作成

「第1節 事後調査」において行った調査結果のとりまとめを行い、事後調査報告書の作成を行う。なお、事後調査報告書は、「広島県環境影響評価に関する条例施行規則」第三十六条に準拠し、下記項目を記載すること。

- 事後調査の結果
- 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、講じた対応の内容及びその効果
- 事後調査の結果の公表の方法









代 価 表 2

工種	種別	細 別	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		2)-2 爬虫類調査							1回
			主任技術者		人				
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		2)-3 水生昆虫類等調査							1回
			主任技術者		人				

代 価 表 2

工種	種別	細 別	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		3) 植物調査							1回
			主任技術者		人				
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				



